

# 千葉県立佐原高等学校定時制教育振興会会則

## 第一章 総 則

第1条 本会は千葉県立佐原高等学校定時制教育振興会と称し、事務局を同校内に置く。

第2条 本会は千葉県立佐原高等学校定時制の課程の教育振興をはかり、勤労学徒育成の実をあげることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 定時制教育の普及、徹底
2. 定時制生徒の福利、厚生
3. 定時制教育の振興

## 第二章 組 織

第4条 本会の会員は下記の者をもって組織する。

1. 地域市町村長
2. 生徒雇用主
3. 本校定時制生徒の保護者及び教職員
4. その他、本会の趣旨に賛同する有志者

第5条 本会に下記の役員をおき、任期を2年とする。ただし、公職にある役員はその在任期間とし、残余の期間は後任者をもってこれにあてる。役員は重任を妨げない。

会長 1名 副会長 3名 理事 若干名 書記 若干名  
会計 若干名 監事 2名 顧問 若干名

第6条 役員は総会で選出する。ただし、副会長のうち1名は本校校長があたるものとする。

2. 書記、会計は会長が委嘱する。
3. 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

第7条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。
3. 役員は役員会を構成し、企画運営に当たり会務を処理する。
4. 監事は本会の会計を監査する。
5. 顧問は会長の諮問に応ずる。

第8条 本会に名誉会長をおくことができる。

### 第三章 会 議

第9条 本会の会議は総会及び役員会とし、会長が召集する。

第10条 総会は毎年1回以上開催し、次の事項を審議する。

1. 事業の計画及び報告
2. 予算及び決算
3. 規約の改廃
4. 役員を選出
5. その他必要事項

第11条 役員会は必要に応じて随時開催し、次の事項を審議する。

1. 総会に諮るべき事項の企画立案
2. 総会決定事項
3. その他、本会の目的達成に必要な事項

第12条 本会は必要に応じて各種の委員会をおくことができる。

### 第四章 会 計

第13条 本会の経費は、会費・寄付金・補助金等をこれにあて、その額は総会で決定する。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。

### 第五章 雑 則

第15条 本会則を施行するために必要な細則は理事会に諮り会長が定める。

#### 付 則

1. 本会則は昭和45年6月16日より施行する。
2. 一部改正 昭和54年6月26日
3. 一部改正 昭和61年6月18日
4. 一部改正 平成17年7月 5日

#### 予算執行細則

第1条 予算の執行は会長の委任を受けて校長が行う。

第2条 現金の保管並びに出納は会計が行う。